

日本循環器病予防学会 2018年度理事選挙のご案内

日本循環器病予防学会「理事の選出に関する細則」（次頁）に基づき、次の通り地区別理事候補者選挙を実施いたします。選挙関係書類は2019年1月7日（月）より順次発送致します。

- ・選挙人 2018年4月1日現在における全ての正会員及び名誉会員
- ・被選挙人 現在の評議員、理事、監事とする。但し、就任時に満65歳の方は除く。
- ・地区別理事候補者定数 計17名

- 北海道・東北地区：2名 ●関東地区：3名 ●東京地区：3名
- 信越・東海・北陸地区：2名 ●近畿地区：4名 ●中国・四国・九州・沖縄地区：3名

- ・北海道・東北地区 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
- ・関東地区 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県
- ・東京地区 東京都・海外
- ・信越・東海・北陸地区 新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
- ・近畿地区 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- ・中国・四国・九州・沖縄地区 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

※地域区分について：原則として所属先の地域区分とします。

名誉会員ならびに勤務先所属登録が行われていない場合は自宅住所の地域とします。

投票要領

- (1) 所属する地域の被選挙者の中から、定数以内の氏名を投票用紙に記入していただきます。
- (2) 投票は無記名とします。
- (3) 投票用紙は本選挙管理委員会所定のものを用いていただきます。
- (4) 他の用紙等による投票は無効です。
また、投票用紙に他の記入のあるものや、同一の氏名を複数記入したのも無効です。
- (5) 内封筒は無記名、外封筒(返信用封筒)は住所・所属機関名・氏名を記入していただきます。
- (6) 内封筒の中に投票用紙を入れて封をし、外封筒に入れていただきます。
<重要> 外封筒に住所・氏名のないものは無効です。
内封筒がないものも無効です。

■投票締切：2019年2月6日（水）必着

※ご質問のある方は事務局へお問い合わせください。

一般社団法人 日本循環器病予防学会 事務局

〒161-0034 東京都新宿区上落合 3-9-1 北村ビル 402号室

電話：03-6304-0760 FAX：03-6304-0565 E-MAIL：office@jacd.info

日本循環器病予防学会 2018年度選挙管理委員会

委員長	富山 博史	東京医科大学
委員	梅澤 光政	獨協医科大学
	奥田奈賀子	人間総合科学大学
	村上 義孝	東邦大学
	山岸 良匡	筑波大学

■理事の選出に関する細則■

- 第1条 定款第22条および第23条に基づき、理事の選出に関する事項は本細則に定める。
- 第2条 本細則により選出された理事候補者が、評議員会、社員総会の議を経て、理事長が理事としての任務を委嘱する。
- 第3条 理事候補者の選出方法は次の各項による。
- 1 理事候補者は地域別に選出する。
 - 2 地域区分と地域別に選出する理事候補者定数は、選挙年の4月1日現在の正会員数と名誉会員数により理事会が定める。なお、地域別に選出する理事候補者総数は理事定数の概ね3分の2とする。
 - 3 理事長候補者は、本条の規定にかかわらず、専門領域等を配慮して別に理事候補者を指名できる。
 - 4 地域別に選出する理事候補者と理事長候補者指名理事候補者との総数は15名以上23名以内とする。
 - 5 本条の規定にかかわらず、会長および次期会長は、その任期中(指名された総会終了の翌日から本人主催総会終了日まで)は理事としての任務につく。
- 第4条 理事候補者選挙管理委員会は次の各項による。
- 1 理事候補者選挙に関する事項は選挙管理委員会(以下、委員会と称す)が行う。
 - 2 委員会の委員は常任理事会において正会員の中から5名を選び、理事長が委嘱する。
 - 3 委員会の委員長は委員の互選による。
 - 4 委員の任期は当該選挙の終了までの期間とする。
 - 5 前各項の定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が定める。
- 第5条 選挙権及び被選挙権
- 1 選挙権は、選挙年の4月1日現在における全ての正会員及び名誉会員が持つものとする。
 - 2 被選挙権は評議員とする。ただし、就任時に満65歳の者は被選挙権を有しないものとする。
- 第6条 選挙は次の各項による。
- 1 地域別理事候補者の選挙は4年に1回、理事任期のはじまる前年度に実施するものとする。ただし、選挙年の定時社員総会終了の翌日から3月31日までの間に実施しなければならない。
 - 2 地域別理事候補者の選挙は、その地域内の正会員及び名誉会員がその地域内の評議員の中から選出することとする。
 - 3 投票は所属の地域内の評議員の中から地域別に選出する理事候補者(定数内有効)を記入するものとする。
 - 4 選挙期日は委員会が決定し、日本循環器病予防学会誌掲載その他の方法で会員に告知しなければならない。
 - 5 開票は委員会が行う。
 - 6 同数得票数のある場合は、委員会において抽選によって決定する。
- 第7条 当選者の辞退等により欠員が生じた時は、理事候補者を辞任したものとし、次点者を繰り上げ当選とする。
- 第8条 本細則の改定は、理事会の決議によるものとする。

■理事の任期等に関する細則■

- 第1条 定款第26条に基づき、理事の任期等に関する事項は本細則に定める。
- 第2条 社員総会において選任する理事は「理事の選出に関する細則」に基づいて選出された理事候補者でなければならない。
- 第3条 理事の任期は2年とする。ただし、原則として2期連続(4年間)務めるものとする。なお、2期目の就任にあたっては、評議員会、社員総会の承認を得るものとする。また、再任を妨げない。
- 第4条 理事の任期(1期目)は、社員総会終了の翌日から次々年度社員総会終了日までとする。
- 第5条 欠員補充は次の各項による。
- 1 理事が任期中に辞任した場合、後任者は「理事の選出に関する細則第3条第3項または第7条」に準じて選出する。ただし、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 2 理事が任期中に満65歳に達した場合、その直後の定時社員総会終結の時をもって退任するものとする。後任者は「理事の選出に関する細則第3条第3項または第7条」に準じて選出する。ただし、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 後任者は、理事長が理事としての任務を委嘱する。ただし、評議員会、社員総会の事後承認を得るものとする。
- 第6条 理事は、その任期中にあっては、監事ならびに評議員を兼ねることはできない。なお、理事は、評議員会に出席し、意見を述べることができる。ただし、議決権を持たない。
- 第7条 本細則の改定は、理事会の決議による。